

白山都市計画地区計画の決定（白山市決定）

都市計画白山市笠間地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市笠間地区地区計画	
位 置	白山市笠間町の一部	
面 積	約 0.9 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、J R 加賀笠間駅に隣接し、一般県道松任美川線にも接している交通の利便性が高い地区であり、周辺の住宅地と併せ、良好な住環境の形成に適している。</p> <p>近年の本市における人口の増加に伴い、受け皿となる住宅地の整備を図る必要があり、開発行為の実施に合わせて地区計画を設定することにより、緑豊かで、魅力あるまちづくりを図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>住環境の保全に支障のない小規模な店舗等を許容しながら、利便性の高い緑豊かな魅力あるまちなみの形成を図る。</p> <p>なお、本地区においては、資材置き場、廃車・解体物置き場の用に供する土地利用を行ってはならない。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区は開発行為により道路、公園、調整池といった地区施設が整備されることから、その機能を損なわないよう維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、良好な環境の住宅地の形成に配慮を行い、かつ周辺景観との調和を保ちながら、利便性、安全性に優れ、緑豊かな居住環境の形成が図られるよう、地区整備計画の建築物等に関する事項の制限を行う。</p> <p>また、本地区における建築物の建築にあたっては、防音効果の高い建材の使用に努めるものとする。</p>

## 2 地区整備計画

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	幅員 6 m 以上、延長 3 6 5 m (配置は計画図表示のとおり)											
		公園、その他の公共空地	公園：2 7 5 m <sup>2</sup> 調整池 1：3 6 1 m <sup>2</sup> 、調整池 2：3 5 5 m <sup>2</sup> (配置は計画図表示のとおり)											
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築基準法別表第 2 (ほ) 項で規定する建築してはならない建築物の他、次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 店舗等の床面積が 5 0 0 m<sup>2</sup> を超えるもの</li> <li>2. ホテル、旅館</li> <li>3. ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等</li> <li>4. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>5. 葬儀場その他これに類するもの</li> <li>6. 自動車教習所</li> <li>7. 単独車庫 (附属車庫を除く)</li> <li>8. 畜舎、サイロ</li> <li>9. 工場 (第二種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く)</li> <li>10. 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設</li> </ol>											
		壁面の位置の制限	<p>道路境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は 0. 5 m とする。</p> <p>ただし、床面積に算入されない出窓が、この限りでない。</p>											
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>道路境界線から 0. 5 m の範囲には、広告物、看板等の工作物を設置してはならない。</p>											
		建築物等の高さの最高限度	1 2 m 以下かつ 3 階以下											
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1. 建築物の屋根及び外壁の色彩は周辺の景観と調和した色彩とし、下表のとおりとする。ただし、建築物等の外観の各面の 5 分の 1 未満の面積でアクセント色として使用する色彩又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩については、この限りではない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色彩</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 1 R ~ Y R ~ 5 Y</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 ~ 8. 5</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>5. 1 Y ~ 1 0 Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 屋外広告物は、自己の用に供するもので、景観形成上支障のないものとする。また、表示面積の合計は 5 m<sup>2</sup> 以下とし、建築物の屋上及び軒高より上には設置してはならない。</p>		色彩	明度	彩度	0. 1 R ~ Y R ~ 5 Y	3 ~ 8. 5	6 以下	5. 1 Y ~ 1 0 Y	4 以下	そ の 他	2 以下
		色彩	明度	彩度										
		0. 1 R ~ Y R ~ 5 Y	3 ~ 8. 5	6 以下										
		5. 1 Y ~ 1 0 Y		4 以下										
そ の 他	2 以下													
垣又はさくの構造の制限	<p>道路境界線から 0. 5 m の範囲にある垣の設置については、生け垣を基本として緑化に努めるものとし、コンクリートブロック、レンガ、石積、フェンス等 (透視可能なフェンスを除く) のさくについては、設置してはならない。</p> <p>ただし、植栽土の流出止めとして設置する場合は、道路境界線から 0. 5 m の範囲は高さ 0. 1 m 以下とする。</p>													
ただし、公益上必要な建築物及び工作物については、この限りでない。														

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

面整備に合わせて、周辺景観との調和を保ちながら、利便性、安全性に優れ、緑豊かな居住環境の形成が図られることを目標に地区計画を決定します。